

令和元年 5 月 1 日

計画相談支援及び障害児相談支援の実施体制について（お知らせ）

石狩市相談支援センターぷろっぷ

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定により、計画相談支援及び障害児相談支援について、さらなる質の向上を目指すための見直しが行われました。

このことに伴い新設されました「行動障害支援体制加算」「要医療児者支援体制加算」「精神障害者支援体制加算の」のうち、「行動障害支援体制加算」及び「精神障害者支援体制加算」の対象となる研修を修了した相談支援専門員を令和元年 5 月 1 日より配置しております。

1 行動障害支援体制加算

行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切や計画相談支援等を実施するために、定められた研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援員を事業所に配置する。

研修名：行動援護従事者養成中央セミナー（平成 20 年 9 月 11 日修了）

【独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園開催】

修了者：安田 誠（相談支援専門員） 計 1 名

2 精神障害者支援体制加算

精神科病院等に入院する者及び地域において単身生活等をする精神障害者に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援等を実施するために、定められた研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置する。

研修名：平成 30 年度地域移行研修（平成 30 年 12 月 18 日修了）

【公益財団法人北海道精神保健推進協会開催】

修了者：平松 浩樹（相談支援専門員）・安田 誠（相談支援専門員） 計 2 名

（参考）要医療児者支援体制加算

重症心身障害など医療的なケアを要する児童や障害者に対して適切な計画相談支援等を実施するために、定められた研修を修了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を事業所に配置する。

※ 当事業所では未配置（令和元年 5 月 1 日時点）